2025 年度　新規申請版

日本精神科医学会

認定看護師

～認定申請のご案内～

公益社団法人　日本精神科病院協会

2025 年 4 月吉日

各　　位

公益社団法人　日本精神科病院協会
日本精神科医学会 学会長 山崎　學
（　公　印　省　略　）

日本精神科医学会　認定看護師
認 定 申 請 の ご 案 内

謹啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本精神科医学会　職種認定制度では、「精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設および保健福祉施設等に勤務する**常勤看護師の方に技能判定および面接**等を行い、期待する水準に達したものを日本精神科医学会 **認定看護師**」として認定」する制度を設けております。

つきましては、同封の「日本精神科医学会～認定申請のご案内～」をご一読いただき、ぜひ本制度をご利用くださいますようお願い申し上げます。

謹白

申込受付期限：2025 年 6 月 27 日（金）＊当日消印有効

【日本精神科医学会 認定看護師】
［申請受付期間］　2025 年 6 月 13 日（金）～6 月 27 日（金）当日消印有効
［二次審査（予定)］　2025 年 9 月　筆記試験
　　2025 年 9 月　面接
＊一次審査（書類審査)、二次審査（筆記試験・面接・事例報告審査）を行います。
＊二次審査の詳細は、一次審査を通過された方にご連絡いたします。

＜本件照会先＞
公益社団法人　日本精神科病院協会
日本精神科医学会　職種認定制度　事務局
〒108-0023　東京都港区芝浦 3-15-14
TEL：03-5232-3311　FAX：03-5232-3315
E-Mail：ninteikango@nisseikyo.or.jp

日本精神科医学会　職種認定制度とは

精神科医療に携るすべての医療従事者は、広く国民に対して、常に質の高い精神科医療を提供する責務があります。そのためには、われわれ自身が医療人としての品格を保ち、知識・技術を向上させる必要があります。日本精神科医学会の職種認定制度は、医師はもちろん医師以外の職種についても資格認定を整備することとしており、精神科医療に従事する多くの医療職の資質向上とそれらの連携強化を目指すことのできる唯一の認定制度といえるものです。

日本精神科医学会　認定看護師とは

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等（以下　保険医療機関等）に勤務する常勤看護師について、その看護師の役割認識や素養を高め、各保険医療機関等に実務する看護師としての総合的な見識の獲得を図ることにより、提供する医療サービスを向上させるため、技能判定および面接を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会認定看護師」として、その技能・見識を認証する。

【 認定期間 】

認定期間は 5 年とする（認定証に認定期間を明示）。

【 更新方法 】

・認定期間内に必要な研修会を受講する。
・一次審査（書類審査）及び二次審査（事例報告等）を行う。

【 資格の停止・失効及び取り消し 】

資格の停止・失効
・認定期間内（5 年間）に更新のための手続きを行わなかったとき。
・日本精神科医学会　会員（正・準）資格を消失したとき。
取り消し
・日本精神科医学会認定資格者として不適格と判断した場合。

【 個人情報の取り扱い 】

日本精神科医学会では、各種申込書、申請手続き等により取得した個人情報は、運営上必要な事務連絡や円滑な運営管理・統計分析のみに利用致します。なお、上記業務の一部を第三者機関に委託する場合がありますが、利用目的の範囲を超えて利用することがないよう、管理・保護を徹底致します。

認定の申請と手続きの流れ

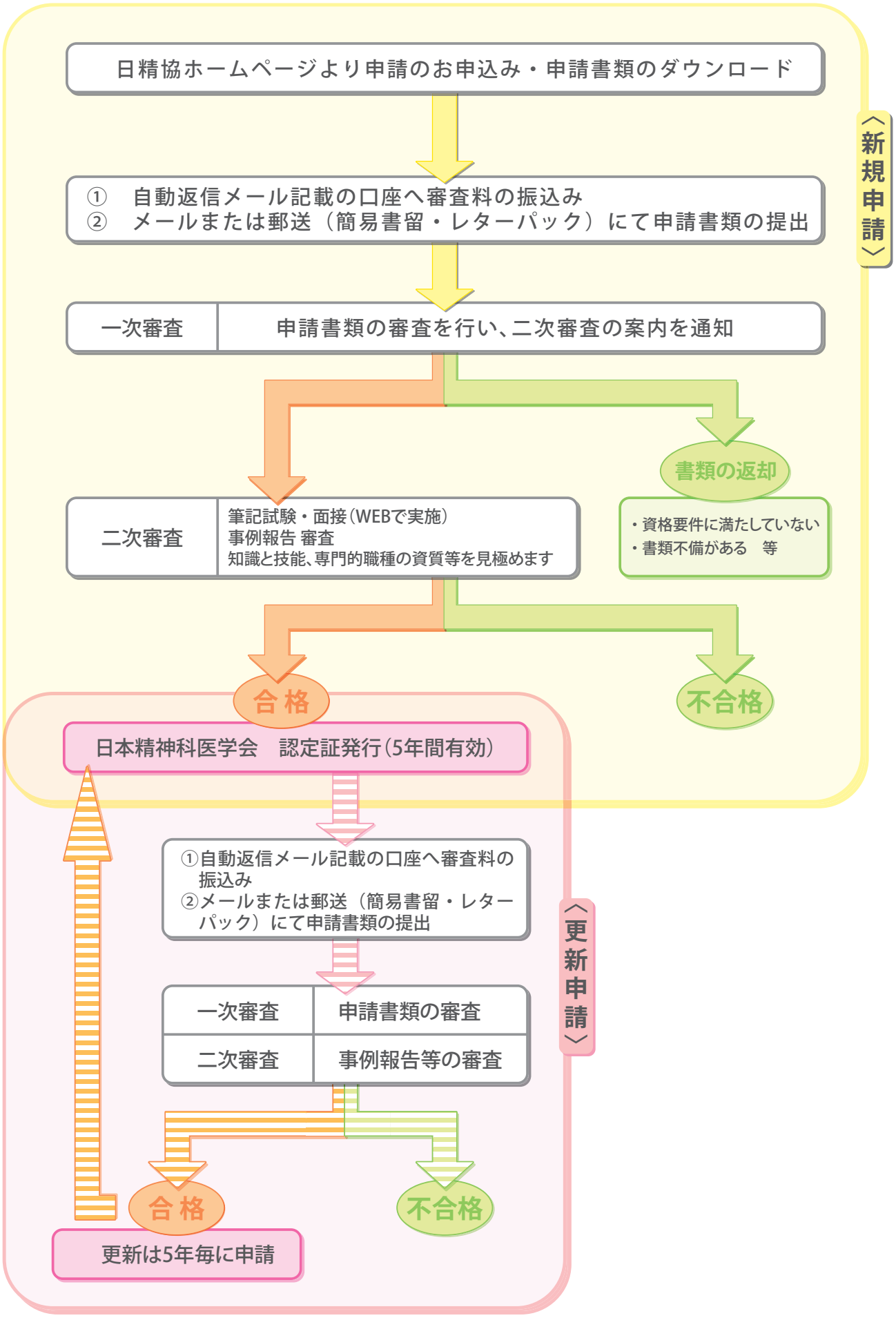

1　資格要件　（下記 4 項目全てを満たす者）

1）現在、日本精神科医学会会員［正・準］[※1] であること。

2）現在、常勤看護師であること。

3）現在、保険医療機関等に勤務する常勤看護師であり、通算 5 年（60 ヶ月）以上常勤看護師として勤務し、精神科臨床経験が通算 5 年（60 ヶ月）以上であること。

4）日本精神科医学会　通信教育「SENIOR コース」《旧・上級コース》並びに「LEADERSHIP コース」《旧・指導者養成コース》の 2 つのコースを修了していること。

※平成 27 年度から通信教育のコース名称が変更になりました。

※1　**日本精神科医学会（正会員と準会員について）**
日本精神科病院協会の会員病院及び会員病院の併設施設に勤務している方は、日本精神科医学会「正会員」です。上記以外の保険医療機関に勤務している方は、日本精神科医学会「準会員」としてご入会が必要です。日精協ホームページ「日本精神科医学会」から書式をダウンロードできます。

2　申請方法

申請書類は日本精神科病院協会のホームページから書式をダウンロードできます。
申請フォームより必要事項を記載のうえ、必要書類をダウンロードしてください。
（ホーム ⇒ 教育・研修情報 ⇒ 職種認定制度 ⇒ 認定看護師 ⇒ 申請書類）

＜申請書類＞

チェック欄	必要書類
	①新規申請書（様式1）
	②履歴書（様式2）　写真添付 ＊ 6 ヶ月以内に撮影されたもの（私服不可）
	③現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書（様式3）
	④事例報告 1 例
	⑤看護師免許証の写し
	⑥日本精神科医学会　通信教育の下記両方の写し （1）「SENIOR コース」《旧・上級コース》の認定証書 （2）「LEADERSHIP コース」《旧・指導者養成コース》の認定証書[※2] ※2　認定証書がお手元に届いていない場合は、届き次第別途送付ください

＜準備するもの＞

パソコン、インターネット環境

※筆記試験・面接は WEB を用いて実施します。パソコン・ネット環境を整えていただきますようお願いします。

※二次審査には、メールアドレスが必要です。申請者 1 名につき、1 メールアドレスでお申込みください。同一アドレスで複数人のお申込みはできません。

※迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている場合はメールが正しく届かないことがございます。ドメイン「@nisseikyo.or.jp」「@learno.jp」「@zoom.us」を受信できるように指定受信設定をしてください。

3　事例報告　テーマ

※下記 2 つのテーマから 1 つ選び、必ず自身の経験例を踏まえて作成してください。
①法改正に伴う精神科看護について
②にも包括・地域連携における自院の関わりについて

4　事例報告の書き方

1）本文 1,800 字以上～2,000 字以内にまとめてください。
（両面印刷不可、ホチキス留めは不要）
2）パソコン（Word）で作成してください。
3）日精協ホームページより該当するテーマ番号のフォーマットをダウンロードしてください。作成するにあたって、書き方（PDF）をご参照ください。
（ホーム ⇒ 教育・研修情報 ⇒ 職種認定制度 ⇒ 認定看護師 ⇒ 申請書類）
テーマ番号、タイトル、所属医療機関名、氏名、文字数を必ずご記入ください。
4）文字数には「所属機関名、氏名等枠内」「各タイトル（＜はじめに＞＜方法・現状（事例）の紹介＞等」の文字は含めず、パソコンの文字カウントで「スペースを含めない」文字数を記入してください。

【事例報告の入力方法（作成時の基本知識）】
・書き始めや改行して新しい段落にする場合は、書き始めを 1 マスあけて入力します。
・句読点（「。」「、」）は、文字と同じように 1 文字にカウントします。
・会話や語句を引用するときは、かぎかっこ（「」）を用いて書きます。
・文章を書き終わったら必ず見直し、所属長の確認を得ましょう。

【事例報告を取り扱う作成時の留意点】
個人情報保護法（平成 17 年 4 月 1 日施行）の観点から、「個人情報」の適正な取り扱いが作成時に求められます。
個人情報とは、氏名や生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものを示します。
倫理的な配慮について、不備が多々見受けられますので十分にご留意ください。
事例報告を作成する際は、個人を特定できる記載には、その有用性に十分な配慮が必要となりますので、以下の点に留意して作成してください。

	［悪い例］	［良い例］
人名	田中さん	A 氏・A さん
地名	東京都 港区	B 県 C 区
医療施設	日精協病院	D 病院
※固有名詞は、使用不可です。 ※固有名詞は、イニシャルではなく出現順に A・B・C 等と表記します。 ※申請者の医療施設の場合は、A 病院とはせずに当院・当科と表記ください。		
性別	明らかにして結構です。	
時期	X 年と表記してください。 〈例〉発症時期が平成 10 年で、平成 13 年に入院した場合 ↓ 「発症時期は X 年、X＋3 年に入院」 ※具体的な年月日の記載は避けてください。	
年齢	20 代前半・30 代後半と表記ください。	

【その他】
・文字数は厳守してください。字数不足・字数オーバーの場合は、審査対象外となります。
・作成時には、誤字脱字にご注意ください。
・文章の文末「です・ます」「だ・である」はどちらかに統一してください。
・略語・略称を使用する際には、正式名称の後に括弧書きをし、『(以下「〇〇」とする)』や『(以下「〇〇」と称する)』等と表記するようにしてください。
（例：大阪市（以下「〇〇」と称する）
・院内用語は使用不可となります。

5　申請受付期間

申請書類は下記期間内にお送りください。

2025 年 6 月 13 日(金) ～ 6 月 27 日(金) 当日消印有効

6　申請書類の送付先 / お問い合わせ先

※メールまたは郵送(簡易書留・レターパック)にて下記にお送りください。

〒108-0023　東京都港区芝浦 3-15-14
公益社団法人　日本精神科病院協会　認定看護師担当事務局
TEL:03-5232-3311　FAX:03-5232-3315
E-mail:ninteikango@nisseikyo.or.jp

※審査に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

7　認定審査料

15，000円
申請の際の自動返信メールに記載の振込口座へ期間内にお振込みください。
※振込の際は、氏名または病院名を通知してください。
※振込手数料は、振込人ご負担でお願いします。

＜認定審査料のインボイス制度対応について＞
インボイス対応した領収書は認定審査料を振込後に発行いたします。
領収書の宛名は、申請者所属先と申請者名で発行いたします。

（例　宛名：〇△病院　日精花子）
・領収書は、準備が整いしだい発行いたします。

8　認定方法

一次審査（書類審査）
申請書類を審査し、二次審査の案内を通知します。
なお、下記は書類を返却いたします。
資格要件に満たしていない、書類不備がある　等

二次審査（筆記試験、面接、事例報告審査）
筆記試験、面接及び事例報告の審査を行い、日本精神科医学会　認定看護師として期待する水準に達しているかを審査します。
※筆記試験・面接は WEB を用いて実施します。そのため、パソコン・ネット環境を整えていただきますようお願いします。
※審査に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

9　審査結果の通知

一次審査　書類審査を通過された方には、二次審査の案内（受験票）を通知します。

二次審査　[合 格 者]合格通知後、「日本精神科医学会認定看護師証」と「認定バッジ」を送付します。

[不合格者]不合格通知を送付します。

※審査の合否に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

10　更新方法

更新には「指定の研修会の受講」と「事例報告の提出」が必要です。

・認定期間内に①～③のいずれかの研修会に1回以上出席し、修了証書または参加証明書を取得する。（各研修会等の日程につきましては、日精協ホームページよりご確認ください。）

①日本精神科医学会学術大会

②日本精神科医学会学術教育研修会「看護部門」

③通信教育　フォローアップ研修：認定期間内に、3 講義以上受講すること。

・事例報告 2 例を提出する。

事例のテーマは更新該当者にお知らせします。

Q&A よくあるご質問

Q1　資格要件の「精神科臨床経験」は、准看護師の期間も入りますか？

A1　含まれません。「常勤看護師」としての精神科臨床経験のみとなります。

Q2　通信教育 SENIOR コースを准看護師として勤務しているときに修了しましたが、申請可能でしょうか？

A2　可能です。

Q3　通信教育の認定証書を紛失してしまいましたが、どうしたらよいですか？

A3　「受講証明書」の発行が可能です。
ホームページより再発行の手続きができますので、ご確認ください。
▽日精協ホームページ　通信教育　認定証書の再発行
https://www.nisseikyo.or.jp/education/tsuushin/saihakkou.php

Q4　認定を取得後に勤務先（日精協会員）病院を退職し、現在無職です。
更新申請は可能ですか？

A4　可能です。次の手続きをお願いします。
まず、更新の資格要件を満たしていることをご確認ください。
次に、日精協ホームページ「日本精神科医学会」の各種書式から「準会員入会申込書」と「所属医療機関異動届」の書式をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ履歴書（写真付）とあわせて提出し、準会員に入会してください。その後、更新申請書類をお送りください。なお、履歴書は市販のものをご利用ください。
▽日精協ホームページ　日本精神科医学会　各種様式
https://www.nisseikyo.or.jp/education/igakukai/format.php

「角２サイズ」の封筒に申請書類を同封し、下記宛先表を貼るか、同様の内容を記載のうえ簡易書留またはレターパックにてお送りください。
※レターパックを使用する場合には、下記宛先表はご使用できませんのでご注意ください。

簡易書留

〒108-0023　東京都港区芝浦 3-15-14
公益社団法人日本精神科病院協会
認定看護師担当事務局

年度　認定看護師　新規申請書　在中

差出人	住所	〒　　—
	申請者 氏名	

----------✂切り取り線----------

申請書類チェック

チェック欄	必要書類
	①新規申請書（様式1）
	②履歴書（様式2）　写真添付 ＊ 6ヶ月以内に撮影されたもの（私服不可）
	③現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書（様式3）
	④事例報告１例
	⑤看護師免許証の写し
	⑥日本精神科医学会 通信教育の下記両方の写し （1）「SENIOR コース」《旧・上級コース》の認定証書 （2）「LEADERSHIP コース」《旧・指導者養成コース》の認定証書※1 ※1　認定証書がお手元に届いていない場合は、届き次第別途送付ください

日本精神科医学会規則

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本精神科病院協会（以下「本協会」という。）の定款第 53 条に基づき、日本精神科医学会（以下「医学会」という。）に関して必要な規則を定めるものとする。

（構成）

第２条　医学会のもとに職種認定制度及び学術教育推進制度を置く。

2　職種認定制度に以下の委員会（以下、「分科会」という。）を置く。

(1)精神科医師部門

イ　医師認定資格分科会

(2)コメディカル部門

イ　看護師認定資格分科会

ロ　コメディカル認定資格分科会

3　学術教育推進制度に以下の委員会（以下、「分科会」という。）を置く。

イ　学術研修分科会

ロ　通信教育分科会

ハ　精神保健指定医分科会

ニ　判定医等研修分科会

4　分科会（各委員会）は、委員長及び構成員をもって構成し、当該委員会担当理事が協議して選出することとし、定款第 36 条に定める理事会（以下「理事会」という。）の承認を得て会長がこれを委嘱する。

（学会員資格）

第３条　定款第 5 条に定める会員病院（以下「会員病院」という。）及び会員病院の併設施設に所属する者は、定款第 49 条第 1 項に基づき、医学会会員となることができる。これを正会員と呼ぶ。

(1) 正会員は、年会費を免除される。

(2) 正会員は、会員病院を退職する場合、正会員資格を喪失するものとする。

2　会員病院及び会員病院の併設施設に所属する者以外にあっても、本協会の目的及び趣旨に賛同し、かつ、様式(1) (2)日本精神科医学会入会（準会員）申込書により、理事会の承認を得た者は、定款第 49 条第 2 項に基づき、医学会会員となることができる。これを準会員と呼ぶ。

(1)準会員は、理事会の定める年会費を納入するものとする。

(2)理事会の定める年会費は、医師 12,000 円、医師以外 8,000 円とする。

(3)準会員は、理事会の定める年会費を納入することにより、その年度に開催

される職種認定制度（精神科臨床専門医・認知症臨床専門医・認定看護師・認定栄養士・認知症認定看護師・認定精神科医療安全士）の資格認定受験ならびに資格認定、その他医学会の目的達成に必要な事業に参加することができる。

(4)第1項に定める年会費の納入が、その当該事業年度内に行われない場合は退会希望とみなし、その会員資格を喪失するものとする。

(5)準会員が退会を希望する場合は、様式(3)日本精神科医学会退会届により、任意にいつでも退会することができる。また、理事会において会員資格維持が困難と判断された場合においては、その会員資格を喪失するものとする。

3　所属医療機関に変更があった場合は、様式(4)日本精神科医学会会員所属医療機関異動届により、正会員・準会員ともに、速やかに医学会へ届け出ることとする。

（学術集会）

第4条　医学会は、定款第50条第1項に基づき、毎年1回の日本精神科医学会学術大会（以下「大会」という）を開催する。

（大会の目的）

第5条　大会は、医学会員が一堂に会し、日頃の研鑽の結果の研究や意見、その他臨床に密接な事柄について発表する学際的な多種職による臨床学術会議である。

（大会の開催）

第6条　大会の開催担当は各地区単位で行い、相互に連携し協力することとする。

2　開催担当地区は原則として次の順とする。

1）近畿、2）関東、3）東海、4）九州、5）東北、6）中国・四国、7）北信越、8）北海道

3　期間は2日間とし、規模については開催担当地区に一任する。発表形式及び発表方法については、医学会の担当分科会と事前に協議することとする。

4　地区会議を開催し、主担当支部を選出する。選出された主担当支部に大会事務局をおく。

5　大会長は開催担当地区より1名を定める。

6　本協会は、大会の規模にかかわらず大会準備金を設ける。

（大会表彰）

第7条　優れた演題発表に対しては、医学会の選考委員会により選考基準に則し審査を行い、該当したものを学会長賞及び奨励賞として表彰する。

（大会記録集の発行）

第 8 条　定款第 50 条に定める事業遂行のため、大会開催後 1 年以内に本協会雑誌「日精協雑誌」別冊として大会記録集を発行する。

（職種認定制度）

第 9 条　医学会正会員または準会員の技能判定及び面接を行い、その技能・見識を審査し、期待する水準に達したものを「職種認定制度資格」として認定するものである。

2　職種認定制度は、それぞれに認定期間が設けられており、その期間内に各認定分科会が定めるところの更新規定内容を取得し、更新申請の手続きが必要である。

3　正会員である職種認定資格者が、認定資格を取得した時点で所属していた会員病院を退職する場合、その時点で原則として認定資格を喪失するものとする。ただし、当該事業年度内に他の会員病院への再就職、または準会員に移行承認された者においてはその限りでない。

4　その他、認定資格は次に挙げる場合は認定資格を喪失するものとする。

(1) 認定期間内に、更新のための手続きを行わなかったとき

(2) 認定資格者として不適格と判断されたとき

(3) 医学会会員資格を喪失したとき

附　則

1　この規程は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

2　この規程の一部改正は平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

3　この規程の一部改正は平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

4　この規程の一部改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

5　この規程の一部改正は令和元年 5 月 16 日から施行する。

6　この規程の一部改正は令和 3 年 9 月 2 日から施行する。

日本精神科医学会

〒108-0023　東京都港区芝浦 3-15-14
公益社団法人 日本精神科病院協会事務局内
電話：03(5232)3311(代) FAX：03(5232)3315
E-mail:ninteikango@nisseikyo.or.jp

2025.04.01